

Ⅱ. 診療における感染対策について

1. スクリーニング

- ・ドアの前に消毒液と体温計を置き、手指消毒と体温を測ってもらいます。
- ・外来患者の待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者同士が、一定の距離を保てるように配慮します。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させます。
- ・まず、内掲示物（別掲）に基づき新型コロナウイルス関連の問診を行います。急性炎症等はかならず検温します。疑念があれば双方にマスク必要。
- ・疑念のある時は口腔内に可及的触れず、できるだけ処置は行わず、新型コロナウイルスの疑いについて、よく患者さんにご理解いただき、帰国者・接触者相談センターに連絡し、帰国者・接触者外来への受診を適切に勧奨します。

渋谷区帰国者・接触者相談センター

平日：8時30分～17時15分 03-3463-3650

平日：17時～翌9時および土曜日・日曜日・祝日：終日 03-5320-4592

- ・患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、対応には注意が必要です。
すなわち急性炎症治療に優先して新型コロナウイルス感染症の治療を行わざるをえないことをご理解いただきます。

ご来院の皆様へ

○当院では、新型コロナウイルス感染症予防を図る観点から、当面の間以下の対応をとらせていただきます。

①手指消毒 ②体温計測 ③問診

○以下の方は診療を中止することとさせていただきます。

* 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある方

* 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

同伴者にも同様の症状や発熱がある場合も上記の対応になります。

ご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い致します。

感染対策のために、スタッフにマスクの着用を義務付けております
ご理解賜りますようお願いいたします

歯科医院

2. 標準予防策

- ・医療従事者は、標準予防策を遵守します。
通常は眼・鼻・口を覆う個人防護具(アイシールド付きサージカルマスク、あるいはサージカルマスクとゴーグル/アイシールド/フェイガードの組み合わせ)、ガウン、手袋を装着します。
サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄します。
さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意します。
- ・医療従事者は、健康管理に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には診療行為を行わずに休職するようにします。
- ・疑わしい患者であれば、周囲や歩いたあとを消毒します。患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましいです。
- ・受付のスタッフも標準的予防策を遵守。できれば、受付のスタッフを守るため、受付カウンターの上に天井から透明なアクリル板を広めに吊るします。立った人の頭より少し上からカウンター上5～10cmの高さまで(受診券・保険証、料金等の受け渡しができる位の隙間)。

3. 医療機関における COVID-19 疑いのある人や COVID-19 患者の診療時の感染予防策

- ・標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行います。
- ・診察室および入院病床は個室が望ましいです。
- ・診察室および入院病床は陰圧室である必要はないが、十分換気する必要があります。換気の回数は少なくとも6回/時以上行うことが望ましいです。
- ・エアロゾルが発生する可能性のある手技を実施する場合には、N95マスク(またはDS2など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着します。
(エアロゾルとは、「気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子」を指す。ミスト、ヒュームとも呼ばれる。)

歯科治療においてエアロゾルの発生を抑える手段は、ラバーダムです。

- ・患者の移動は医学的に必要な目的に限定します。なお、職員(受付、歯科助手、歯科衛生士など)も標準予防策を遵守します。
- ・N95マスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行います。(N95マスクとは、NIOSH(米国労働安全衛生研究所)が定めた規格の名称で、油分を含まない空気中の固体・液体の煙霧質の95%以上を除去する効果のあるマスクのことを言い、サージカルマスクとは区別されます。)
- ・手袋、帽子、ガウン、覆布(ドレープ)、機器や患者環境の被覆材などには、可能なか

ぎり使い捨て製品を使用します。使用後は、専用の感染性廃棄物用容器に密閉するかあるいはプラスチック袋に二重に密閉したうえで、外袋表面を清拭消毒して患者環境（病室など）より持ち出し、焼却処理します。リネン類の洗濯にあたっては、通常の80℃・10分間の熱水消毒後、洗浄を行います。

- ・原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しません。
- ・ユニバーサルプレコーションに基づき、一般開業歯科医院で治療した場合、カルテに可及的診断に患者さんの行動、接触記録を残します。そのときのスタッフ名、待合室で同席した方の名前、スタッフ名などもできるだけ詳細に記録すべきです。万一患者さんが重症化した際に追跡しやすくするためです。待合室に居合せたりすれ違ったりした程度の接触（カジュアルコンタクト）では感染しないとされています。一方、隣同士で座り、話をすると（クローズコンタクト）感染の可能性があると考えられます。

4. 職員の健康管理

新型コロナウイルス感染症の確定例または疑い例の対応を行ったすべての医療従事者が宅待機や就業制限の対象になるわけではありません。個々の状況に応じて曝露のリスク評価を行い、健康状態のモニタリングや就業制限の必要性を判断します(表1)。医療従事者が曝露されたとしても、すぐにPCR検査の対象となるわけではありません。曝露後早期であれば検出感度は低いことが予想されるため、まずは検査に依存せず、感染対策上の観点から就業制限等を含めた対応を優先させて実施する必要があります。

(表1の注意事項)

接触時間：ここでいう接触時間の長さは以下を目安とする。

長時間：数分以上

短時間：約1～2分

濃厚接触：ここでいう濃厚接触とは、以下の1または2を意味する。

1. 新型コロナウイルス感染症患者の約2メートル以内で長時間過ごす。
2. 個人防護具を着用せずに新型コロナウイルス感染症患者分泌物や排泄物と直接接触する(咳をかけられる、素手で使用済みのティッシュに触れるなど)

濃厚接触の有無を判断する際は、接触した時間(長いほうが曝露の可能性が高い)、患者の症状(咳がある場合は曝露の可能性が高い)、患者のマスク着用の有無(着用していれば飛沫による他者や環境の汚染を効果的に予防することができる)についても考慮する。

健康観察：以下の二つの方法がある。いずれの場合も症状が出現した時点で直ちに他の人から約2m以上離れ(マスクがあれば着用し)、病院に電話連絡の

うえ受診する。

1. 積極的:医療機関の担当部門が曝露した職員に対し、発熱または呼吸器症状(咳、息苦しさ、咽頭痛)の有無について1日1回、電話やメール等で確認する。
2. 自己:曝露した職員は発熱または呼吸器症状(咳、息苦しさ、咽頭痛)を認めた場合に、直ちに医療機関の担当部門に連絡する。

参考資料

- ・日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版」2020/3/2
- ・国立感染症研究所・国立国際医療研究センター国際感染症センター「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」改訂 2020/3/5
- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」令和2年3月11日
- ・日本医師会「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」令和2年3月11日
- ・厚労省「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」令和2年3月12日時点版
- ・口腔領域医療にかかわるSARSへの提言(菌田 順(歯科医師)の文章より)

表1 医療従事者の曝露のリスク評価と対応

患者と接触したときの状況	曝露のリスク	健康観察の方法(注5) (最後に曝露した日から 14日目まで)	無症状の医療従事者に対する 就業制限
顔面(眼、鼻、口のいずれか)を个人防护具で覆わずに、大量のエアロゾルを生じる処置(注2)を実施したか、実施中に室内にいた。	高リスク	積極的	最後に曝露した日から 14日間の就業制限
ガウンおよび手袋を装着せずに、多量のエアロゾルを生じる処置(注2)を実施したか、実施中に室内にいた。※顔面(目、鼻、口のいずれか)を个人防护具で覆っていなかった場合は、上の高リスクカテゴリーに入る。	中リスク	積極的	最後に曝露した日から 14日間の就業制限
顔面(眼、鼻、口のいずれか)を个人防护具で覆わずに、マスクを着けていない患者と長時間(注3)、濃厚接触(注4)した。	中リスク	積極的	最後に曝露した日から 14日間の就業制限
顔面(眼、鼻、口の全て)を个人防护具で覆わずに、マスクを着けていた患者と長時間(注3)、濃厚接触(注4)した。	中リスク	積極的	最後に曝露した日から 14日間の就業制限
手袋を着けずに、分泌物や排泄物と直接接触し、直後に手指衛生を行わなかった。※接触直後に手指衛生を実施した場合は低リスクと判断する。	中リスク	積極的	最後に曝露した日から 14日間の就業制限
マスクまたはN95マスクをつけて、マスクを着けている患者と長時間(注3)、濃厚接触(注4)した。	低リスク	自己	不要
患者またはその分泌物/排泄物との接触時に推奨されるすべての个人防护具(表1参照)を装着していた。	低リスク	自己	不要
推奨されるすべての个人防护具を装着せずに、患者(マスク着用の有無は問わない)と短時間(注3)接触した。(例:受付で短い会話を交わす、病室内に入ったが患者やその分泌物/排泄物との接触はない、患者が退室直後の病室に入る)。	低リスク	自己	不要
患者のそばを歩いた、または、患者やその分泌物/排泄物と直接接触せず、病室にも入らなかった。	リスクなし	不要	不要

Interim U.S. Guidance for Risk Assessment and Public Health Management of Healthcare Personnel with Potential Exposure in a Healthcare Setting to Patients with 2019 Novel Coronavirus (2019-nCoV) をもとに作成